

I-5 各種組合制度の比較

組合と会社の違い

ここでは、中小企業組合の代表的なものである事業協同組合と企業組合、株式会社についてその違いをみることにします。

組織の種類 組織の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	株式会社
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	利益追求
事業	組合員の事業を支える共同事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、農業等の事業経営	定款に掲げる事業
性格	人的結合体	人的結合体	物的結合体
1 組合員の出資 限度	100 分の 25 (合併・脱退の場合 100 分の 35)	100 分の 25 (合併・脱退の場合 100 分の 35)	
議決権	出資額に拠らず平等 (1 人 1 票)	出資額に拠らず平等 (1 人 1 票)	出資別 (1 株 1 票)
配当	利用分量配当及び 1 割までの出資配当	従事分量配当及び 2 割までの出資配当	出資配当
設立要件	4 人以上の事業者が発起人となる	4 人以上の個人が発起人となる	資本金 1 円以上 1 人以上
行政の認可	必要	必要	不要
加入資格	自由加入 (定款に定める地区内で事業を行う小規模事業者 (概ね中小企業者))	自由加入 (法人は、総組合員の 4 分の 1 以内)	無制限
責任	有限責任	有限責任	有限責任
任意脱退	自由	自由	株式の譲渡による
組合員比率	ない	全従業員の 3 分の 1 以上が組合員	
従事比率	ない	全組合員の 2 分の 1 以上が組合事業に従事	
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の 100 分の 20 まで (特例あり)		
根拠法	中小企業等協同組合法 (制定：昭和 24 年)		会社法 (制定：平成 17 年)

Point①

組合員の経済的利益が目的

株式会社は営利活動を通じて利益を上げ、株主にそれを配当することを目的としていますが、組合は組合員が組合の共同事業を利用することにより自らの事業に役立てていくことを目的としています。また、企業組合は事業を行うことによる働く場の確保や組合員の経営の合理化を目的としています。

株式会社は資本の論理に基づく経済合理性を追求しますが、組合は相互扶助の精神に基づき、人間性を尊重し、不利な立場にある組合員の経済的地位の向上を図るための組織です。ここでいう相互扶助とは、組合員が協同して達成すべき目標を掲げ、そのために必要な共同事業を行い、各組合員がこの共同事業を利用することによってそれぞれの価値の創造と利益の増進を図ることをいいます。

Point②

人（組合員）を重視した結合体

株式会社は「資本」を中心とする組織であるのに対して、組合は組合員という「人」を組織の基本としており、人と人との結びつきを中心とする人的結合体としての性格を持っています。出資限度については、株式会社の場合は出資の制限はありませんが、組合の場合は組合員は出資をすることが求められたうえで、平等の原則を保持するため 1 組合員の出資は出資総額の 4 分の 1 までという制限があります。

Point③

議決権、選挙権は出資の多寡にかかわらず 1 人 1 票

議決権および選挙権は、株式会社では株式数に比例したものとなり、多数の株式を持つ株主の意向により運営されますが、組合は組合員の人格を重視しており、出資額の多寡にかかわらず 1 人 1 票です。

Point④

組合員の利用分量または従事分量配当に応じて配当

株式会社は営利活動を通じて利益を上げ、株主にそれを配当することを目的としていますが、組合は組合員が組合の共同事業を利用することにより自らの事業に役立てていくことを目的としています。このため、組合の事業の利益については、組合員の利用分量または従事分量配当に応じた配当が主となっており、出資配当にも制限があります。株式会社にはこうした制限はありません。

Point⑤

4 人以上の発起人、行政の認可により設立

株式会社が 1 人以上で行政の認可を必要とせず設立可能であるのに対して、組合は 4 人以上の発起人により、行政の認可を受けて設立します。